

平成30年度 販路開拓支援事業補助金 【公募要領】

1 事業の目的

本事業は、市内中小企業者（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条で規定する中小企業者をいう。以下同じ。）が、技術面や流通面など自らの強みを踏まえつつ、ターゲットを明確に定めた上で、自主的に行う販路開拓の取組みに要する経費の一部を公益財団法人さいたま市産業創造財団（以下「財団」という。）が補助することにより、企業の販路開拓の拡大を図るとともに、地域産業の振興に寄与することを目的とします。

2 補助事業内容

（1）補助金の交付対象

新製品・新サービス（改良を含む）に係る販路開拓のための経費とします。

（2）補助対象経費の区分、補助率及び補助金限度額

| | |
|-----------------|--|
| 補助対象経費区分 | 1. 展示会出展に係る経費 ①出展料②小間装飾費（但し、チラシ類の作成費は除く）③通信運搬費 ④通訳・翻訳費⑤保険料 2. 映像制作費 3. Webサイト制作費 |
| 補助金限度額 及び補助率 | 限度額：30万円、補助率：対象経費（税抜金額）の3分の2 また、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。 |
| 補助の交付等 | 補助金の交付は、年度内1回限りとします。 |

※映像制作費、Web制作費について

- ・外部委託に係る経費であり、制作物に事業者名が記載されていること。
- ・制作に係る翻訳費も対象とします。

（3）選定について

- ①補助事業者の決定は、財団内に設置した審査会において行います。
- ②選定に当たっては、新たな販路の開拓が見込めるものや、波及効果が高いもの等を優先します。

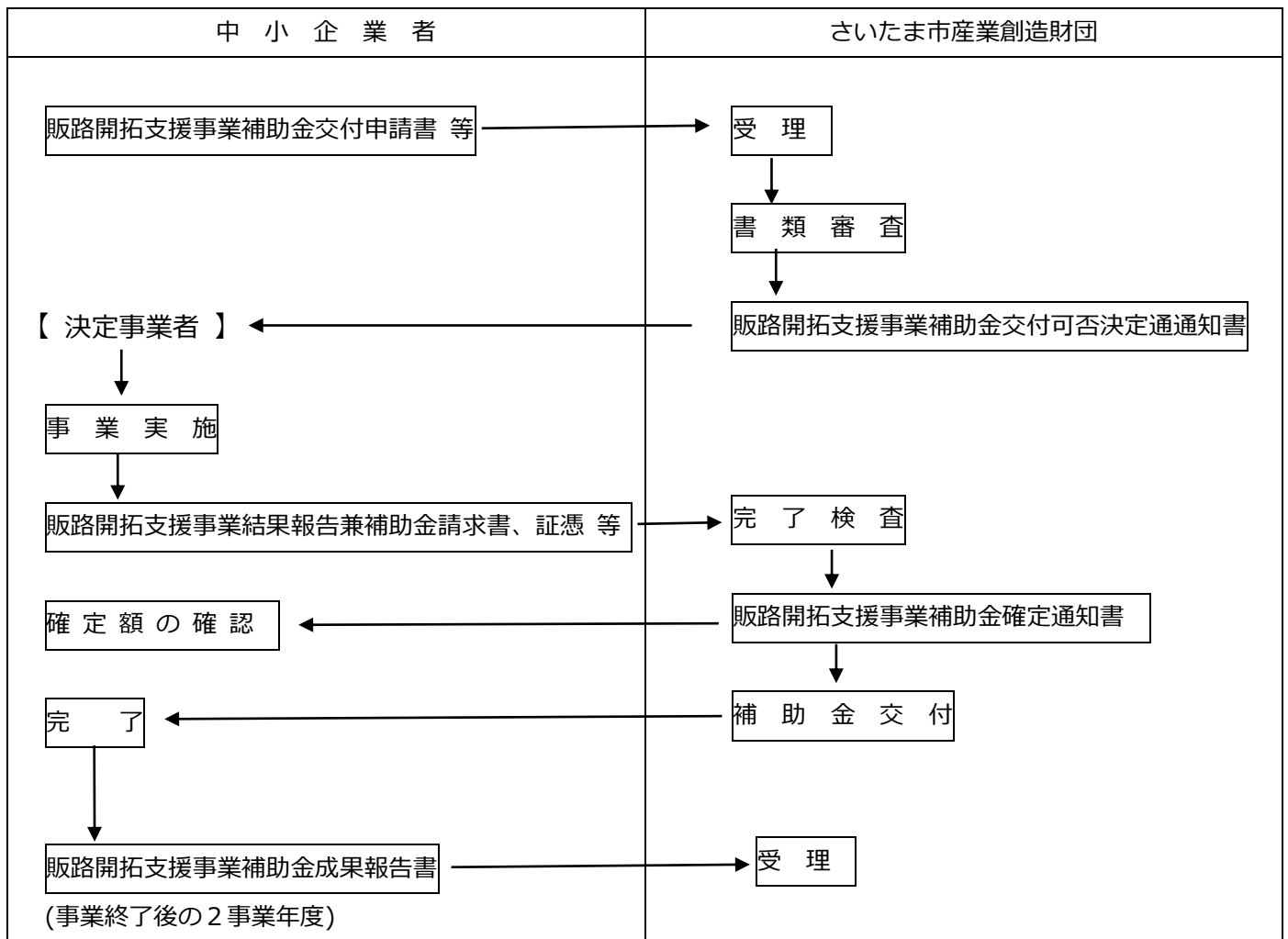
※選定の過程において、必要に応じて申請者に対してヒアリングを行うことがあります。

3 申請要件

- （1）さいたま市内に主たる事務所を持ち、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業者であること。
- （2）同一商品・内容で本補助金の交付対象と同様と認められる補助を国・都道府県・市区町村・公益法人等から受けてない中小企業者であること。

- (3) 昨年度以前に本補助金を受けている場合、製品・サービスもしくは出展展示会のどちらか一方が異なる申請であること。
- (4) 展示会については、さいたま市外で開催されるものであること。また、物産展はさいたま市外であっても対象外とします。
- (5) 展示会主催者が、国又は地方公共団体以外のものであること。
- (6) 平成31年3月31日までに終了する、販路開拓事業であること。

4 制度の流れ



5 申請に関する注意事項

- (1) 申込時（当財団受理日）にすでに開始している販路開拓事業は対象外になります。
- (2) 提出された書類はお返ししません。
- (3) 選定の途中経過に関するお問い合わせには一切応じかねます。
- (4) 選定結果、不採択になることがあります。
- (5) 交付申請額と異なる（減額）場合があります。

(6) 交付決定の際の通知する交付額は、補助金交付の上限を示すものであり、事業完了後に補助金交付額が確定されます。

(7) 採択された方については、法人名、代表者名、採択内容等が外部に公表される場合があります。

6 申請に必要な書類

| 販路開拓支援事業 | 必要書類 | 部数 |
|----------|--|-----|
| | 販路開拓支援事業補助金交付申請書（指定様式） 別紙1：販路開拓計画 別紙2：補助対象事業 実施計画書 別紙3：交付申請額 内訳 | 各1部 |
| | 発行後3カ月以内の登記簿謄本（履歴事項全部証明書 写し可） ※個人は、開業届の写し | 1部 |
| | 見積書（写し可） | 1部 |
| | 展示会の募集要項等の資料 | 1部 |

7 採択後の注意事項

(1) 支払済の確認

販路開拓支援事業結果報告兼補助金請求書を提出する際、請求書と領収書の写し等を添付してください。

※金融機関からの振込の場合は、振込控の写し（通帳、当座勘定照合表等、決済の確認が可能なもの。）を提出してください。

※提出期限は、展示会等終了後、原則15日以内とします。

(2) 経費の支払方法

事業に係る経費の支払いは、金融機関・郵便局からの振込払いを原則とする。ただし、クレジットカード、現金、手形・小切手による支払いについては、以下の条件がすべて満たされれば補助金対象経費とすることができます。

【クレジットカード】

- ① 海外展示会等参加に係る経費のうち、海外取引又は現地支払いにおいて利用するものであること。
- ② 利用日が対象展示会開催期間中であること。
- ③ 代金の引き落としが、カード会社からの通知書及び預金通帳等で確認が可能であること。
- ④ 法人カードの使用であること。

【現金】

総額10万円未満の支払いで、振込みによる支払いが困難な場合に利用可能とします。

(具体的かつ合理的な理由が必要です。)

【手形・小切手】

- ① 自社発行であること。
- ② 決済の確認が可能であること。
- ③ 当座勘定照合表で確認可能なこと。

(3) 実施確認（結果報告兼補助金請求書と共に下記をご提出下さい。）

| 販路開拓支援事業 | 資 料 | 部数 |
|----------|---|-----|
| 展示会等への出展 | 企業名が記載されたパンフレットやガイドブック | 各1部 |
| | 製品や技術を紹介する資料 | |
| | 出展小間等の写真 | |
| その他、補助経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書、仕様書、納品書、請求書、振込控（振込先が明記されている金融機関発行のもの）、 通帳の振込履歴のある箇所のコピー、等の一連の証憑 ・ 映像制作、WEB サイト制作に関しては、成果品のデータ | 各1部 |

(4) その他

- ① 補助金対象事業に係る全ての関係書類及び帳簿類は事業が完了した日に属する財団の会計年度の終了後、その翌年から5年間保存しなければなりません。
- ② 補助金を受けられた方は、企業名、代表者名、住所、電話番号、設立年月日、資本金、業種、従業員数、交付年度、事業名、商品名、補助金額を公表する場合があります。補助金を受けられた方は、補助対象事業終了後の2事業年度については所定の書式にて、販路開拓の成果を報告していただきます。

8 補助金交付決定の取り消し・補助金の返還

以下のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。補助金交付決定取り消した場合において、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。また、刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき、又は受けようとしたとき。
- (3) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは補助金交付決定に基づく命令に違反したとき。

9 申請書類の提出について

- (1) 申込方法 財団ホームページからプリントアウトした用紙に必要事項をご記入のうえ、直接財団にお申込み（持参）ください。

(2) 申込期間 下記の通り、順次受付・審査・採択します。

○~~第一次公募~~ ~~申込期間~~ ~~平成30年5月8日(火)～5月31日(木)~~

- ・~~対象期間~~ ~~平成30年5月7日～平成31年3月~~
- ・~~審査会~~ ~~平成30年6月予定~~

○~~第二次公募~~ ~~申込期間~~ ~~平成30年6月1日(金)～7月31日(火)~~

- ・~~対象期間~~ ~~平成30年7月～平成31年3月~~
- ・~~審査会~~ ~~平成30年8月予定~~

○~~第三次公募~~ ~~申込期間~~ ~~平成30年8月1日(水)～10月31日(水)~~

- ・~~対象期間~~ ~~平成30年8月～平成31年3月~~
- ・~~審査会~~ ~~平成30年11月予定~~

○~~第四次公募~~ ~~申込期間~~ ~~平成30年11月1日(木)～12月21日(金)~~

- ・~~対象期間~~ ~~平成31年11月～平成31年3月~~
- ・~~審査会~~ ~~平成31年1月予定~~

※上記公募につきましては、採択額が予算額に達し次第、終了します。

(3) 場 所 埼玉県さいたま市中央区下落合5-4-3 さいたま市産業文化センター4階

公益財団法人さいたま市産業創造財団 支援・金融課(経営支援グループ)

※書類提出には、事業の説明ができる自社の方が持参してください。

【申込者情報のお取扱いについて】

利 用 者 公益財団法人さいたま市産業創造財団

- 利用目的
- 1 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のため使用します。
 - 2 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

第三者への提供 原則として行いませんが、以下により提供する場合があります。

- 1 目的 財団から行政機関への報告書等
- 2 項目 当該事業申込書記載の内容
- 3 手段 電子データ、写し(用紙)